

第3章 災害に強い人づくりのための計画

第1節 防災知識の普及計画

予想される各種災害に対し、町民並びに町職員に対して防災計画の概要、気象の知識、災害時の心得等の防災知識の普及は、災害時要援護者のニーズや被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点へ十分配慮し、災害の未然防止と被害を最小限にとどめることを目的とする。

1 町職員に対する防災教育

(1) 町職員の防災知識の普及・教育

町職員に対し、防災に関する知識及び活動について研修会等防災教育を計画的に開催し職員の資質向上に努めるものとする。

(2) 消防職員・消防団員に対する教育

町消防職員・団員に対する消防教育は消防学校において行う専門的な教育と町内において消防職員・団員ごとに年間教育計画を定めて実施する一般的な教育を行うものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等の教育

(1) 防火管理者資格取得の推進

防火管理に関する有識者の拡大を図るため法令に基づいた防火管理者資格の取得を推進し、防火管理体制の強化拡充を図る。

(2) 危険物取扱資格取得及び保安講習受講の推進

危険物取扱に関する有識者の拡大を図るため法令に基づいた危険物取扱資格取得及び保安講習受講を推進し、保安管理体制の強化拡充を図る。

3 町民への防災知識の普及

防災知識の普及は、次の方法により行うほか適宜、関係機関の協力を得て行うものとする。

(1) 防災訓練による防災知識の普及・教育

各種団体や防災関係者及び住民の参加による総合防災訓練を実施し、災害に対する知識普及、防災意識の高揚を図る。

(2) 防災マップによる防災知識の普及

各地域の避難所や避難経路、災害予想区域等を示した防災マップを作成し、各家庭へ配布することにより防災知識の普及を図る。

(3) 火災予防運動、防災週間等における防災知識の普及

火災予防運動、防災週間、防災とボランティア週間、消防フェア等において各機関の協力を得て防災知識の普及を図る。

(4) 報道機関、一般広報誌等による普及

新聞やラジオ、テレビ等の放送、また一般広報誌や町広報誌その他の刊行物による防災知識の普及を図る。

(5) 学校教育・社会教育における防災知識の普及・教育

ア 学校教育

学校における教育活動あるいは消防避難訓練、消防消火訓練をとおして児童、生徒に対する防災知識の普及を図る。

イ 社会教育

公民館等を利用しての女性消防教室、高齢者消防教室の開催や、幼年消防クラブの活動をとおして幼い頃から防災・防火意識の高揚に努める。

第2節 防災訓練実施計画

町内で発生しうる各種災害を未然に防止し、若しくは災害が発生した場合、その災害を最小限に食い止めるための対応ができるよう、防災活動要領の習熟、技術の習得、防災関係機関相互の連携強化、住民の防災知識の高揚を図るため防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮するものとし、災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう務めるとともに、被災時の男女のニーズの違い男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 訓練実施要領及び実施時期

町は防災関係者及び住民に災害時の心構えと防災活動を認識習得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図るため、あらかじめ訓練実施要領を作成し関係機関との実施検討会議の開催や町広報誌、町防災無線等で町民に対し周知するものとし、訓練の実施時期については毎年4月から12月までに関係機関と町で協議し、適切と思われる時期に実施する。

2 訓練参加機関・団体

訓練参加機関は、町、県、町防災会議委員が所属する機関・団体及び町民、訓練を行うに当たり必要とする機関・団体。

3 訓練の種目

災害が発生することが予想される地域を想定し、消火、救出・救護、避難、水防、炊き出し、感染症対策、輸送、通信、広域応援要請（情報伝達訓練）、流出油等防除訓練等を総合的に網羅した地域住民参加の総合防災訓練を実施するものとするが、町あるいは関係機関の都合により総合防災訓練が実施できない場合は単種目の訓練を実施する。

（例：図上訓練、避難訓練のみ実施）

また、総合防災訓練とは別に非常配備体制を確保するため、交通手段を制限又は禁止し勤務時間内外の条件を加えて職員参集訓練を定期的を実施するものとする。

4 訓練のための交通規制

町は、那覇警察署と協議のうえ防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要と認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止、又は制限することができるものとする。

5 訓練後の評価

訓練終了後に訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等、今後の課題を整理し、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

第3節 自主防災組織育成計画

災害に対処するには、自分たちの地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連携して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、町は地域住民などによる自主防災組織の組織化を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 整備計画の策定

町防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、町の行う指導方針等を具体的に明らかにするものとする。

2 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及、自主防災組織の役割及び活動を理解してもらい結成推進を図るためのパンフレット等の資料作成、説明会の開催について取り組むものとする。

3 組織の編成単位

住民の防災活動推進上、最も適正な規模と地域を単位として編成し、その組織化の推進は下記事項に留意のうえ、町が住民と協議し、実施するものとする。

- (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

4 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に次のような方法により組織づくりをするものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その他の地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

5 活動

平常時の活動	災害時の活動
ア 防災に関する知識の普及	ア 災害情報の収集、伝達
イ 防災訓練の実施	イ 責任者等による災害時要援護者に配慮した避難誘導
ウ 防災資機材の備蓄	ウ 出火防止
エ 防災リーダーの育成	エ 救出救護
オ 災害時要援護者の情報把握	オ 給食給水

6 資機材の整備

町は、消火、救助、救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

7 活動拠点整備

町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄の機能を有する拠点となる施設の整備を図るものとする。

第4節 災害時要援護者安全確保体制整備計画

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要であり、このため、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めることが重要である。

特に高齢者、障害者等の災害時要援護者については、事前の避難計画の策定等、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等に努める。

1 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設や幼稚園、保育所には、寝たきりや手足の不自由な高齢者、身体障害、知的障害及び精神障害の児童・成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所あるいは通所しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 町防災計画の策定

町は、災害発生時に災害時要援護者へ遅滞なく対応するための防災計画を策定するものとする。

(2) 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に避難できるよう、また施設自体が崩壊したり、火災が発生することのないよう施設や附属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

(3) 地域社会との連携

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

(4) 緊急連絡先の整備

災害発生時には、保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

(5) 災害用備蓄の推進

乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等、非常用食糧等の確保に努めるものとする。

2 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、いわゆる災害時要援護者が多く出入りしていることから、これらの人々の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に施設等から避難できるよう施設や附属設備等の整備に努めるものとする。

(2) 施設、設備等の安全点検及び避難体制の整備

施設の管理者は、災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生することのないよう施設や附属設備等の常時点検に務めるとともに災害時要援護者に配慮した避難体制の整備に努めるものとする。

3 在宅介護を必要とする町民等の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、あるいは長期臥床又は認知症を有する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断力の減退等による行

動困難等、防災上困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

(1) 災害時要援護者避難支援計画

町は、総務対策部（防災担当）町民生活対策部（福祉担当）との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して災害時要援護者の避難支援体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人情報保護に配慮しつつ、災害時要援護者を定める等、具体的な避難支援計画策定に努めるものとする。

避難支援計画策定にあたっては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月 災害時要援護者の避難対策に関する検討会）に基づくものとする。

(2) 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、災害時要援護者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 災害時要援護者及びその家族に対する指導

(ア) 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。

(イ) 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

イ 地域住民に対する指導

(ア) 地域在住の災害時要援護者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。

(イ) 発災時には災害時要援護者の安全確保に協力すること。

ウ 緊急通報システムの整備

災害時に災害時要援護者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

4 観光客・旅行者等の安全確保

町、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、地理的に不慣れな観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を推進するものとする。

(1) 避難標識等の整備

町は、避難場所・避難路の標識が、観光客・旅行者にも容易に判別できる標識を設置し、その安全確保に努める。

(2) 宿泊客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなど宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう平素から食糧、飲料水、医薬品の備蓄に努めるものとする。

5 外国人の安全確保

町は、町内に居住・来訪する外国人に対し、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

(1) 外国人への防災知識の普及

外国語の防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により外国人に対し防災知識の普及を図るものとする。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

第5節 ボランティア計画

大規模災害時には、行政機関とボランティアがいかに活動するかが、その後の救援・復興を左右する重要な役割をはたす。

そのために、行政、地域社会、そしてボランティア（団体）や企業等が普段から取り組むべき計画等は次のとおりである。

1 ボランティア意識の醸成

(1) 学校教育における取り組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

(2) 生涯学習を通じての取り組み

町、町社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図るものとする。

2 ボランティアの育成

(1) 地域ボランティアの育成

ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、町、町社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努めるものとする。

※地域ボランティアの役割（初動期）

- ・被災地外ボランティアの現地誘導
- ・ボランティアの受付
- ・ボランティア組織の形成を支援

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努めるものとする。

イ ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対して、その災害に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等に努めるものとする。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

町は、日本赤十字社沖縄県支部及び県・町社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

3 ボランティア支援対策

(1) 町は、殺到するボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について準備検討しておくものとする。

(2) 町は、災害後のボランティアニーズについても想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

(3) 町内のボランティア（団体）を登録、把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。また、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図るものとする。

(4) 町は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援を検討する。